

(案)

令和4年(2022年)8月 日

湖南市長 生田邦夫 様

湖南市人権擁護審議会  
会長

「湖南市男女共同参画アクション2017計画(改訂版)」の策定について(答申)

令和4年(2022年)2月28日付湖人第14号で諮問のありました湖南市男女共同参画アクション2017計画(改訂版)の策定について、当審議会により慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、本審議会の審議過程で各委員から出された意見や答申内容に十分配慮され、計画の基本理念である「性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮し、多様な生き方を楽しむことができるまちをめざして」の実現に向け、本計画(案)に基づき総合的かつ計画的に取り組まれるよう求めます。

湖南省人権擁護審議会会長 様

湖南省長 生 田 邦 夫

湖南省男女共同参画アクション 2017 計画の改訂について（諮問）

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 19 年 12 月に「湖南省男女共同参画アクション 2007 計画」を策定しました。

その後、10 年の計画期間が終了し、社会情勢の変化や市民意識調査で課題となっていた固定的性別役割分担意識の解消、方針決定の場への女性の参画、ワーク・ライフ・バランスの推進等に対応するため、平成 29 年 3 月に「湖南省男女共同参画アクション 2017 計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

本計画の策定以降、SDG s の目標の 1 つに掲げられている「ジェンダー平等の実現」に向けての国際的な取組加速や男女共同参画・女性活躍推進に関連する法令の改正、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等、社会情勢は大きく変化してきました。

令和 3 年度が本計画の中間見直しの時期となりますので、先述の社会情勢の変化を踏まえ、より湖南省の実情に沿った計画となるよう「湖南省男女共同参画アクション 2017 計画」の改訂について、湖南省人権擁護審議会規則第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

重点施策と取組の方向		計画名	個別施策	2022	2023
(1) 人権教育の推進	① 園・学校における人権教育の推進	(ア) 人権尊重の園・学校づくりを担う保育士・教職員の指導力の向上	湖南省学校・園人権教育基底プラン		
		(イ) 差別解消に向けた行動につなげる、発達段階に応じた教育の充実			
		(ウ) 子どもの育ちと進路を保障する取組の充実			
		(エ) 保護者や地域との連携			

重点施策と取組の方向		計画名	個別施策	2022	2023	
②生涯学習における人権教育の推進	(オ)あらゆる人権問題への気づきと理解を深める取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●差別を見抜き、あらゆる人権課題と自分との関わりを考える人権学習の機会を提供します。</li> <li>●市民が自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、社会教育施設や地域総合センターを中心に書籍の配置や講座の開設など、人権に関する多様な学習機会を提供します。</li> </ul>	「出会い・気づき・発見講座」「豊かなつながり創造講座」、人権まちづくり懇談会の開催、保護者講座の開催			
	(カ)家庭や地域における市民の主体的な人権学習への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭や地域において主権者としての市民性を養い、社会参画と差別解消への取組を進める主体者の育成に努めます。</li> <li>●保護者への学習機会を提供することで、教育の基礎となる家庭教育を支援します。学習機会の提供にあたっては、学びの形・内容・方法を工夫します。</li> <li>●家庭や地域住民が、相互に信頼し尊敬し合い、人権意識に支えられた明るい家庭、心の通い合う地域づくりを進められるよう交流機会の創出を図ります。</li> <li>●人権教育を推進する指導者の養成に努めます。</li> </ul>	「出会い・気づき・発見講座」「豊かなつながり創造講座」、人権まちづくり懇談会の開催、保護者講座の開催、校区人権ネット通信、園・学校からの広報の発行、保護者講座の開催、地域総合センターでの交流、保護者会の開催、人権まちづくり会議の取組			
		(キ)市民への人権意識の普及～正しい知識の普及と実践の促進、効果的な広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙やホームページ、SNS等を活用し、市民に対する人権啓発を推進します。また、やさしい日本語やピクトグラムの使用、翻訳機等の機器の利用により、わかりやすい情報発信に努めます。</li> <li>●市民自らが人権問題を考えるきっかけの場となる講演会、講座、展示等を開催します。</li> </ul>	啓発パンフレットの作成・活用、広報・ホームページ、SNS等による啓発、やさしい日本語などの周知、出会い・気づき・発見講座、豊かなつながり創造講座		
		(ク)企業・事業者・団体への人権意識の普及～社会的責任としての人権の尊重に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の企業・事業者が、自らの社会的責任で男女の均等待遇、ワーク・ライフ・(ケア)バランスの推進、ハラスメント防止等に向け積極的、自主的に取り組むよう啓発を推進します。</li> <li>●出身地や居住地に対する社会的な偏見などの理由により、働く意欲のある人が就職の機会を阻害されないことがないように、応募方法、選考方法について確認し、不適切事項については関係機関と連携しながら継続的に指導・啓発します。</li> <li>●人権・福祉団体、市の財政援助団体などが、人権尊重の視点を持って活動できるよう啓発、支援に努めます。</li> </ul>	湖南省男女共同参画アクション2017計画 第3次湖南省就労支援計画		
①啓発活動の推進	(ケ)関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関等との連携により、より効果的な啓発活動に努めます。</li> </ul>	人権まちづくり会議での連携、啓発講座のチラシの配布			
	②人権研修の充実と推進	(コ)人権尊重のまちづくりを担う職員の育成～職員の人権意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政職員、教職員などが、人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、市民に啓発していけるよう、研修内容の充実に努めるとともに、県や他団体、人権関係団体が行う各種研修や学習機会への参加を促進します。</li> <li>●差別事象対応マニュアルの確認など職員の研修に一層力を注ぎます。</li> <li>●それぞれの職場で行われる研修が充実したものとなるよう、指導・助言を行うとともに、必要な教材や情報の提供等の支援を行います。</li> </ul>	職員、教職員の人権研修（全員研修、初任者・転任者研修など）、職員への啓発（掲示板による周知）、市役所内課内研修への支援		
		(サ)企業・事業者・団体への支援～主体的な学習に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業・事業所・団体等における人権教育を推進するため、人権啓発・研修に関する資料提供や、教材の貸出、講師の紹介など積極的な支援に努めるとともに、動機づけや意識の向上につながる工夫に努めます。</li> <li>●企業・事業所内で自主的な取組ができる推進体制の充実に努めます。</li> <li>●地域のまちづくりのなかで、人権学習の場づくりや活動推進のリーダーの育成に努めます。</li> </ul>	第3次湖南省就労支援計画 人権まちづくり会議・人権まちづくり懇談会		

重点施策と取組の方向			計画名	個別施策	2022	2023
(3) 連携・協働による取組の推進	①市民、事業者の参加の促進	(シ)市民参加の促進～市政への参画、事業への参加、調査への協力	●人権政策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階へ、多様な市民の参加が促進されるよう条件の整備に努めます。 ●人権施策の総合的な推進を図るための調査を適宜実施するとともに、結果について周知を図ります。	人権擁護審議会、男女共同参画懇話会等の開催、一般市民の公募、人権に関する意識調査（5年または10年に1回）		
		(ス)事業者の参加の促進	●企業・事業所が地域社会の一員として、地域・学校等と密着したさまざまな社会貢献活動を推進するための支援とともに、企業・事業所のネットワークづくりの推進に努めます。	湖南省就労支援計画		
	②関係団体、関係機関との連携・協働の促進	(セ)市民活動における人権の視点の醸成と連携・協働の推進	●区・自治会や地域まちづくり協議会などを中心に、各種団体が人権尊重という視点で連携を図り、さまざまな立場からのまちづくりが推進されるよう努めます。 ●市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができるよう、学習機会の提供等の支援を行い、連携・協働の推進に努めます。	人権まちづくり会議の活動、人権まちづくり会議での研修、豊かなつながり創造講座の開催		
		(ソ)関係団体、関係機関との連携の強化	●行政、関係機関等との連携を強化し、市民一人ひとりの暮らしやニーズに対応した幅広く、きめ細かいサービスの提供に取り組みます。 ●人権に関わる団体等とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催などを進めます。	人権対策本部、人権対策小委員会、人権まちづくり会議、県、県人権センター、部落解放同盟等とのネットワーク		
			(タ)関係団体への支援	●あらゆる人権問題解決のための地域活動に取り組んでいる団体や、これから取り組もうとする団体などの育成と、その活動に対する支援を行います。	人権まちづくり会議交付金	
		①市民の社会参加への支援の促進	(チ)文化活動や地域活動などへの参加の支援	●性別、年齢、障がいの有無や言語の違い等にかかわらず、すべての市民が社会を構成する一員として意見を表明し、活動に参加できるよう、情報格差の解消や手話通訳や音声通訳などのコミュニケーション支援に努めます。	ポルトガル語通訳者、手話通訳者の配置、やさしい日本語、ウェブ会議システム、自動翻訳機の活用	
(ツ)就労支援	●求職者のニーズにあった職業訓練枠を拡大するなど職業能力開発の機会確保に取り組むとともに、雇用の促進・安定に努めます。 ●国・県の職業安定機関と連携しながら、就労相談員などを配置し、就労が継続できるようサポートをしたり、就労相談や職業能力の開発を促進したりすることで、計画的、効果的な雇用・就労の支援を推進します。 ●就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、部落差別問題や人権問題などに関する研修を実施し、湖南省企業・事業所人権啓発推進協議会や商工会と連携するなどして、企業・事業所の理解促進に努めます。		湖南省就労支援計画			
	(テ)交流の機会と場の提供		●一人ひとりができる役割の大切さを学ぶ場づくりや、役割再発見の実践および体験への支援に取り組みます。 ●地域に暮らすさまざまな人が、色々な趣味や得意分野を生かして、住みよい地域づくりに貢献できるよう、活躍の場やそのきっかけづくりに取り組みます。 ●誰もがができる応援の輪を広げられるよう、ボランティア参加の促進、コーディネートに努めます。	湖南省第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画		
(ト)共に暮らす地域づくり	●住宅、道路、公園等については、良好な住環境の維持・保全・運営を図りながら、市全体の視点に立ったバランスの良い公共事業を推進します。	湖南省都市計画マスタープラン				
	●多様な市民が共に生き、心豊かに暮らすために、年齢、性別、国籍、障がいに対する偏見や差別が解消されるよう、心のバリアフリーを推進します。	出合い・気づき・発見講座、豊かなつながり創造講座				

重点施策と取組の方向			計画名	個別施策	2022	2023	
の 推 進	②人にやさしいまちづくりに 向けた取組の推進	(ナ)バリアフリー環境の整備	●誰もが、住み慣れた地域で安全・快適に生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮した、人にやさしいまちづくりを推進します。 ●交通事故や犯罪、災害などから身を守るうえで、子どもや要援護者など社会的に弱い立場の人が、危険にさらされ取り残されることのないよう、安心・安全のまちづくりに取り組みます。	湖南省都市計画マスタープラン			
		(ニ)健康づくりの推進と福祉の充実	●個々のライフステージにおける生活の質がさらに向上するための支援に取り組みます。 ●市民の健康維持・増進のための一次予防、早期発見・早期治療としての二次予防、重症化予防としての三次予防の強化に重点を置いた対策を推進します。 ●市民の主体性を重視し、市民自身の生活習慣改善能力を高めるような支援と、市民が自己の健康リスクに気づき主体的に健康づくりを継続していけるような支援体制づくり、環境整備をめざします。 ●行政機関を中心に、医療機関や関係団体、学校、企業・事業所、区・自治会組織等さまざまな団体との協働による効果的な保健施策の展開を図ります。	健康こなん21計画			
	●支援を必要とする人が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けることができるよう、福祉・介護サービスの充実に努めるとともに必要な時に必要なサービスが受けられるよう支援体制の構築に努めます。		湖南省第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画				
	(メ)人権侵害を見逃さない意識の高揚		●職員が高い人権意識を持ち、市民対応や共生のまちづくりを行うことができるよう、職員を対象とした人権研修を実施し、それぞれの部署における市民サービスへ還元します。また、福祉、教育等に関わる職員等に対しては、専門性や人権侵害事象への対処能力を高めるための研修を実施します。	湖南省職員研修計画			
(ネ)対応体制の整備～的確な対応に向けて	●市民が戸惑うことなく速やかに相談できるよう、相談・支援に関する制度や、各種相談・支援機関の情報を積極的に発信します。						
(5) 相 談 ・ 救 済 ・ 支 援 の 充 実	①人権侵害の発見や防止体制の確立	(ノ)相談体制の充実～気軽に安心して相談できる体制づくり	●人権に関するさまざまな相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員や関係職員がそれぞれの職務に応じ、各種研修に積極的に参加し、スキルアップに努めます。 ●行政、関係機関・団体の連携によって、誰もがいつでも利用しやすい、市民の立場にたった人権相談窓口と相談体制の充実を図ります。		人権なんでも相談、女性の悩み相談、地域総合センターによる相談事業		
		(ハ)支援体制の充実～日常生活や社会的・経済的自立支援に向けて	●健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）を保障し、日常生活上の自立をはじめ社会的な自立や経済的な自立の支援を図ります。また、個別の必要に応じた支援ができるよう、関係機関等と連携しながら総合的・重層的な支援を行います。 ●第2種社会福祉事業を行う地域総合センターの機能を十分発揮し、より多くの市民が積極的に活用できるよう努めます。	湖南省第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画			
	③関係機関・団体等とのネットワーク化	(ヒ)関係機関・団体等との連携	●多様化・複雑化する人権問題を、個別機関の相談・支援だけで完結させることは困難であるため、制度整備も含めて、国、県、関係機関・団体などと連携・協力を図ります。		国、県、関係機関・団体、近隣市町団体との連携・協力		

湖南省人権総合計画 5. 主な人権課題への分野別施策

当日資料 ②

分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	計画名	取組内容・方向性	2022	2023	
(1) 部落差別	1 人権・同和教育の推進	①市民一人ひとりが自らの問題として部落差別に対する正しい理解と認識を持ち、差別意識や偏見を解消することができるよう、学校教育および社会教育の場において、人権尊重の教育を一層進め、人権意識の高揚を図ります。	湖南省学校・園人権教育 基底プラン	啓発パンフレットの作成・活用、広報・ホームページによる啓発、研修会、講座等でのアンケート調査。結果を反映させた研修会の企画、団体への意見聴取、地域総合センターでの交流活動の実施・啓発、企業訪問時および福祉団体、人権団体等への啓発講座の案内配布			
		②人権関係団体等との連携により、学習教材や研修のあり方を検証・改善し、部落差別をはじめとするあらゆる差別・偏見について自分との関わりを学び、権利擁護と差別解消に向けた行動ができる主体性を育成します。					
	2 啓発の推進	①部落差別を許さず、差別の解消に向けて進められてきた取組や取組を進めてきた人々の生き方について学び、周知を図ります。					
		②正しく知ることの重要性と差別の不合理性などについて、広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発をはじめ、啓発パンフレットの配布と活用など啓発活動に努めます。					
		③部落差別の解消に向けて取り組んでいる機関・関係団体との情報交換・共有を通して、市民の意識やニーズを把握し、各種講演会・研修会を企画・実施します。					
		④被差別の人々が発展させてきた日本の伝統芸能・工芸・産業・食文化などをはじめ、市民のさまざまな文化の交流や周知を図り、相互の理解と親善を深める取組を進めます。					
		⑤地域の団体をはじめ企業・事業所など、公共性が高い組織などに部落差別解消に向けての研修の実施や参加を促し、人権意識の高揚を図ります。					
		⑥官公庁や企業・事業所などに対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に部落差別問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識と適切な対応がなされるよう、啓発パンフレットなどを活用した啓発を行います。					
	3 支援の充実	①被差別部落の現状やニーズの把握に努め、人権施策への反映と人権尊重のまちづくりを進めます。			人権団体との協議・連携。地域総合センターでの地域との連携、地域総合センター交流事業、相談事業、地域総合センターのケース会議への参加、支援、人権相談実施の周知。福祉窓口での周知、啓発活動時に案内、公共施設に案内設置		
		②地域総合センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、地域住民の自立支援を行うとともに、交流学習や各種相談事業・文化活動等、部落差別解消にもつながる活動の充実を図ります。					
		③地域総合センターで培ってきた住民支援の方策を活かし、支援を必要とするあらゆる市民の相談・訪問をはじめ、関係機関と連携した課題の解決を図ります。					
		④人権問題の相談窓口を充実させるとともに、その周知を強化していきます。					
4 連携・協働による取組の推進	①部落差別に関わる結婚・就職差別、インターネット上の差別に迅速に対応できるよう、国や地方自治体の機関ならびに関係機関・団体などと情報交換を行い、相互の連携・協力を図ります。		滋賀県人権センターとの連携、地域総合センターでの地域との連携、地域総合センターと福祉部				
	②地域総合センターを拠点に、被差別部落内外の市民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、周辺地域と一体となった差別のないまちづくりを進めます。						
	③地域福祉の充実に向けて、地域総合センター・社会福祉協議会・地域包括支援センターなどの福祉関係機関が連携した取組を進めます。						
(2) 女性（男女共同参画）	1 女性に対する暴力の防止 (DV防止法関連)	①発達に応じて個人生活における健康・安全に関する理解を促すとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及など、「私のからだは私のもの」であることについて理解を深める教育の推進に努めます。	湖南省男女共同参画アクション2017計画				
		②家庭・地域・教育・働く場など、生活のあらゆる場面における女性等に対する暴力（DVやハラスメント）の防止に向けた啓発活動を進めます。					
		③DVやハラスメントの被害者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知と相談員のスキルアップに努めます。					
	2 男女共同参画によるまちづくりの推進(男女共同参画社会基本法関連)	①固定的性別役割分担意識の解消に向けて、市民や企業・事業所が男女共同参画社会についての理解を深められるよう啓発を進めます。					
		②保育・学童保育の環境の整備・充実に取り組みます。					
		③ひとり親家庭に対する助成・就労支援等を通じた経済的支援の充実に努めます。					
		④女性をはじめ多様な市民のまちづくりへの参画が進むよう、各団体等へ働きかけるとともに、女性のエンパワーメントを図ります。					
	3 女性活躍の推進(女性活躍推進法関連)	①誰もが性別にかかわらず、自分の能力を発揮して働くことができる社会づくりに向け、ワーク・ライフ・(ケア・) バランス推進を図ります。					
		②企業や団体の気運醸成や取組促進のため、啓発・情報提供に努めます。					

湖南省人権総合計画 5. 主な人権課題への分野別施策

当日資料 ②

分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	計画名	取組内容・方向性	2022	2023
(3) 子ども	1 子どもの人権を尊重する意識啓発・学習	①子どもの権利条約の理念と精神をもとにした子どもの権利、最善の利益の尊重について、啓発活動に取り組みます。	第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画			
		②子ども自身が、自分が持つ権利について学び、周りの人の権利も尊重することができるよう、子どもの権利学習を推進します。				
	2 児童虐待防止	①関係機関の連携による啓発活動、教職員や保育士などを対象とした研修の充実など、総合的な虐待の予防対策を推進します。また、各種健診（検診）などの機会を活用し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。				
		②保護者等による虐待・体罰の未然防止に向けた啓発活動の充実を図ります。				
		③虐待を受けた子どものケアだけでなく、虐待をしている人が抱える困難にも向き合い、子ども家庭総合センターなどの支援拠点を中心に関係機関の連携のもと、包括的な支援と相談支援体制の充実を図ります。				
	3 いじめや不登校の対応	①不登校からひきこもりにつながる人が多いことから、不登校傾向の児童・生徒への早期対応ができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用した校内での教育相談機能の充実を図ります。				
		②子どもの状況を見極め適切な対応ができるよう、学校・園内に対策委員会などの組織を設置して取組を協議します。また、学校と教育行政機関の積極的な連携・協力を進めます。				
		③子どもたちが安心して相談できる環境の確保に努めるとともに、子どもたち自身がいじめは許されない行為だという認識を持つことができるよう、仲間づくり活動を進めます。				
	4 子どもの活動・参画の保障	①地域や社会教育団体と連携し、生活体験や自然体験などの活動を通して、子どもの豊かな人間性や社会性を育みます。				
		②子ども会や児童館活動など、子どもたちが自主的・自発的に活動できる場や機会確保に取り組みます。				
		③子どもが利用する施設において、子どもが運営の構成員として参加し、意見表明できるよう支援を進めます。				
	5 自尊感情の育成	①子ども自身が自分の特性や置かれている状況について理解が深められるよう、学校や支援機関での支援を行います。			湖南省学校・園人権教育基底プラン	
		②子ども自身が課題に気づき、改善のための意思決定ができるよう、子ども自身との関わりによる問題解決を推進します。				
		③あらゆる活動を通して、他者への理解・共感を深めるとともに、一人ひとりが活躍できる場面を設定し、達成感や成就感を持てるようにします。				
6 子どもの貧困対策の推進	①教育の機会均等を保障するための施策の推進と周知を図ります。	第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画				
	②貧困家庭が多いとされる外国人家庭やひとり親家庭の状況の把握に努め、適切な支援につなげます。					
	③貧困の連鎖を断ち切るため、保護者の就労と生活の安定に向け、一人ひとりに寄り添った相談・支援を行います。					
	④食事を通じて子どもと地域がつながる居場所づくりに努めます。					
7 ひとり親家庭への支援	①子育てと仕事などの両立や安定的な就労と自立を図るため、生活支援および就労支援を推進します。					
	②ひとり親家庭への支援制度の周知に努め、利用促進を図ります。					



湖南省人権総合計画 5. 主な人権課題への分野別施策

当日資料 ②

分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	計画名	取組内容・方向性	2022	2023
(4) 高齢者	1 自立・生きがいづくりへの支援	①高齢者一人ひとりが仕事や趣味等の生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、就労や社会活動等の機会や場所の提供に努めます。	第8期湖南省高齢者福祉計画介護保険事業計画			
		②高齢者の自己決定権を尊重し、自立した生活を営むことができるよう、なるべく要介護状態にならず自立した生活を送るための自立支援の取組、介護度の重度化防止に向けた取組を推進します。				
		③年齢等にかかわらず個人の能力に応じた働き方を実現し、高齢者が生活を維持していくための収入を確保するため、企業・事業所に対し多様な働き方についての啓発を推進します。				
	2 高齢者虐待防止	①市民に対して、高齢者虐待防止や認知症、介護サービスについての正しい知識の普及啓発を推進します。				
		②虐待の早期発見に向けて、介護サービスに関わる職員等の資質向上を図るとともに情報共有に努めます。				
		③家族の介護負担を軽減するよう、サービスの適正な利用を促進します。				
		④権利擁護、成年後見制度に関する情報提供と相談体制の充実を図ります。				
	3 高齢者にやさしいまちづくりの推進	①住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。				
		②地域包括ケアシステムの機能強化、体制充実を図ります。また、医療と介護の連携推進により、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に取り組みます。				
③専門職による介護サービス提供に加えて、地域での多様な担い手との連携により、地域の特徴に応じた介護予防・生活支援サービスを推進します。						
④災害時の支援体制の強化を図ります。						
(5) 障がいのある人	1 障がいに対する理解の促進	①ノーマライゼーションの理念と障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、関係法の周知と合理的配慮の提供に取り組みます。	第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画「みんなできっとくむつばさプラン」			
		②障がいのある人とない人との自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。また、当事者団体の活動や団体間の連携に対して、活動を促進するための支援を行います。				
		③障がいのある人が、まちづくりや施策等への意見反映や検討の場に参加しやすい工夫を行います。				
	2 雇用・就労の推進	①福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発や新たな取組への支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。				
		②障がい者就労施設等へ通所する障がいのある人への訓練機会の提供と、経済面の自立を図るため、施設等へ業務の委託や物品の発注に努めます。				
		③障がいのある人が安定して働き続けられるよう、就労後に相談できる環境づくりなどの継続的な就労支援体制を構築するとともに、安定した生活の実現を支援します。				
	3 社会参加の促進	①スポーツ活動やレクリエーション活動によって、障がいのある人の健康づくりや生きがいづくりを支援します。				
		②参加機会の確保・活動の周知・移動支援も含めた参加しやすい環境整備に取り組みます。				
		③障がいの特性に応じて、気軽に過ごせる居場所づくりや、参加しやすいきっかけづくりについて検討します。				
		④意思疎通のしづらさのある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。また、地域交流できる環境づくりと、近隣の地域住民の理解を促進します。				
	4 福祉サービスの充実	①障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を促進するとともに、「親亡き後」の暮らしへの移行も視野に入れた住まい環境の整備を促進します。				
		②各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。				
		③より一層の福祉サービスの充実を図るとともに、ピアサポートの活用等、社会状況の変化によって生じる多様なニーズを把握し、応える支援体制を強化します。				
		④福祉サービスに携わる人材の確保やスキルアップ、専門性の向上に努め、障がいのある人への支援体制を強化します。				
		⑤権利擁護事業、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。				

湖南省人権総合計画 5. 主な人権課題への分野別施策

当日資料 ②

分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	計画名	取組内容・方向性	2022	2023
	5 障がい児支援の充実	①乳幼児期から成人期までの多様な発育と発達を個別に支援できる、切れ目のない支援の仕組みづくりを推進します。 ②支援を必要とする子どもを早期に見出し、適切な支援に結びつけられるよう、さらなる情報提供の充実や制度の周知に努めます。 ③インクルーシブ教育の拡充により、人間の多様性を尊重し、障がいのある子どもがその力を発揮して社会で過ごすことができる共生社会の実現への意識を醸成します。 ④障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育所や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。				
	6 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進	①住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。 ②障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。				
(6) 外国人	1 交流やコミュニケーション機会の充実	①言語や年代にかかわらず同じ情報を共有できるツールとして、「やさしい日本語」の活用促進を図ります。また、場面や対象に応じ、多様な情報媒体によるわかりやすい情報発信に努めます。 ②地域で生活するなかで、言語や文化・習慣の違いによって「心の壁」が生じることのないよう、外国人市民が日本語や日本の文化を学ぶ機会を提供します。	湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan III			
	2 生活支援の充実	①外国人労働者に対して不法な就労や不当な取り扱いがされないように、企業・事業所等に対する啓発や、外国人市民への労働関連情報の提供に努めます。 ②安心して生活に関わる相談ができるよう、ポルトガル語の通訳者配置、国際協会との連携、翻訳機の利用、ウェブ会議システムを活用した相談を継続して行います。 ③日本語支援の必要な子どもに対する適応指導や学習支援を行うとともに、母語や母国文化を学習する機会を提供することで、将来、多文化共生を推進できるリーダー的な人材を育成します。また、外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対する進学のための奨学金制度などさまざまな情報提供等、進路保障に努めます。 ④災害時に外国人市民が情報弱者とならない仕組みづくりに努めます。また、災害に対する知識と防災意識の高揚を図り、災害時に共助の担い手となる外国人市民の育成に取り組めます。				
	3 多文化共生の地域づくり	①外国人市民が地域社会の構成員として、語学力・知識・国際感覚など自己の能力を発揮しながら参加できるよう施策を推進します。 ②市民・企業・事業所・団体などを対象に、さまざまな機会を捉えて継続的に多文化共生の意識向上に向けて啓発を行います。 ③市内に滞在・在住する外国人との言語・食文化・芸能などさまざまな交流活動などを通じて、外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。				
(7) 感染症、患者	1 正しい知識の普及啓発	①患者やその家族等への差別や偏見をなくすため、ハンセン病・エイズ・新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。 ②依存症や慢性疾患に対する正しい理解の普及啓発を進めます。		啓発講座の開催、啓発パンフレットの活用などの啓発の実施		
	2 就労・社会参加への支援	①治療での通院や服薬・体調管理などが必要な人々が、継続して就労できるよう、関係機関と連携しながら、就労機会の確保や環境整備、企業啓発に努めます。 ②アルコール依存症などについては、保健センターを中心とした相談体制を構築します。医療機関での治療回復プログラム・自助グループ等民間団体と連携しながら本人・家族支援を行います。		関係機関の連携によるケース会議など就労支援体制の整備		

湖南省人権総合計画 5. 主な人権課題への分野別施策

当日資料 ②

分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	計画名	取組内容・方向性	2022	2023	
(8) 性の多様性	1 人権教育の推進	①教職員・自治体職員など、教育を進める立場の者の性の多様性に対する正しい理解を進めるため、性に関する基本的な知識をはじめ国際的な動向や学校等での対応について研修を行い、資質を高めます。		LGBTQについての研修会の実施（職員研修・教職員研修）、全校生徒・児童対象とした保健体育、人権学習での教材化、制服の見直し、湖南省学校・園人権教育基底プランの改訂、LGBTQについて啓発書籍、ポスターの掲示			
		②児童生徒が、互いの性のあり方を尊重し、あるがままの存在を認める肯定的なメッセージを内面化させるため、学齢期の早い段階から性の多様性について考える機会を設けます。					
		③学校内で性の多様性について学習する重要性を共有するとともに、教育内容の検討・充実を図ります。					
		④性別に違和感を持っている児童生徒が抱える問題に対する配慮、対応の充実を図ります。					
	2 啓発の推進	①学校の図書館や保健室・市内公共施設などにLGBTに関する書籍を置いたり、ポスターを掲示したりするなど、当事者はもとより市民の情報獲得の機会をつくります。					
		②広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発をはじめ、講演会・研修会などの開催、啓発パンフレットの配布と活用など啓発活動に努めます。					
		③個人の属性に関する情報である性的指向や性自認は、プライバシー権として保護されていることから、プライバシー保護措置、相談による不利益取り扱い禁止について周知・啓発します。					
	3 支援の充実	①広報・ホームページなどでの相談窓口情報の提供と周知を図ります。	湖南省男女共同参画アクション2017計画				
		②関係機関・支援団体などと連携して相談体制の強化を図ります。					
		③公共施設において、性別や障がいによらない「誰でもトイレ」の設置、各種書類における不要な性別記載の廃止に向けて検討します。					
	4 連携・協働による取組の推進	①教育・就労・医療・公共サービスなど、さまざまな場面での困難を解消するため、関係課における相談体制の確立と情報交換、支援方策の検討を推進します。					
	(9) インターネットと人権	1 啓発の推進	①被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上の危険性や安全な利用方法について、広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発を行います。		広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発、相談窓口のお知らせ掲載		
②インターネット上での人権侵害等の被害にあった場合の相談や削除依頼などの対処方法について、各種情報媒体を活用した啓発を行います。							
③広報・ホームページなどでの相談窓口情報の提供と周知を図ります。							
2 連携・協働による取組の推進		①関係機関・支援団体などと連携して相談体制の強化を図るとともに、インターネット上の人権侵害の発見時や市民からの通報時には迅速な対応を行います。			啓発講座開催時、相談員の受講勧奨、他課相談窓口との連携、滋賀県人権センターとの連携、モニタリング事業		
②法務局・県内自治体・関係団体との情報交換や対応の要請を行います。							
(10) 災害時の人権	1 防災計画の充実	①防災対策の検討過程等における女性や障がいのある人の参画の推進、避難所生活等における要配慮者の視点を踏まえた対応を位置づけた防災計画を策定します。	湖南省地域防災計画				
	2 被災者支援の充実	①被災者の権利と尊厳を損なわないスフィア基準を満たした避難所の運営に努めます。また、介護・通訳ボランティアの活用やプライバシーへ配慮した受け入れ態勢の整備に努めます。					
		②通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の受け入れ先として、バリアフリー化に配慮した福祉避難所の確保を行います。					
③地域・近隣住民同士での援助が進められるよう、平常時から要配慮者（高齢者・障がいのある人・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等）への理解と啓発、情報把握を行い、共助の体制づくりを推進します。							

湖南省人権総合計画 5. 主な人権課題への分野別施策

当日資料 ②

分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	計画名	取組内容・方向性	2022	2023
人権情報保護の個人	1 啓発の推進	①個人情報保護制度をもとに、情報の収集と人権侵害についての啓発を進めます。また、「事前登録型本人通知制度」など、個人情報を守るための制度等の周知に努めます。		広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発		
	2 相談体制の充実	②個人情報の漏洩、流出に対する通報・相談窓口の充実と周知を強化します。		広報・ホームページでの相談窓口のお知らせ掲載		
(12) さまざまな人権の尊重	①独自の歴史・文化を持つ人々	アイヌの人々をはじめ、さまざまな民族の人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、民族の歴史や文化に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発活動、相談活動等を行います。		テーマ毎の講座の開催、ポスター掲示、広報・ホームページなど各種媒体を利用した啓発		
	②刑を終えて出所した人	これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、「社会を明るくする運動」に取り組むとともに、更生保護の啓発活動、社会復帰と自立支援に必要な相談活動やサポート体制づくりを行います。				
	③犯罪被害者とその家族	犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を目的に、「犯罪被害者週間」（毎年11月25日から12月1日まで）を中心に、犯罪被害者が置かれている状況やプライバシーへの配慮の重要性など、市民に理解を深める活動に取り組みます。				
	④ホームレス	ホームレスの人々が置かれている困難な状況に対する理解を深めるための啓発活動を行います。また、ホームレスの人々の自立を図るため、就業機会や居住場所の確保などの支援等に向けて関係機関の連携を推進します。				
	⑤北朝鮮当局による拉致被害者	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（毎年12月10日から16日まで）を中心に、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるための啓発を行います。				
	⑥人身取引	警察署・出入国在留管理局をはじめ、法務局・支援団体等による通報・相談窓口の周知を図ります。また、インターネットや多言語での情報発信に努めます。				
	⑦東日本大震災に起因する差別	避難している被災者に対する救済に関わる情報提供、人権侵害等の相談窓口の周知を図ります。				

令和4年度（2022年度）「出会い・気づき・発見講座」  
「豊かなつながり創造講座」のご案内

市では、「出会い・気づき・発見講座」「豊かなつながり創造講座」の開催を予定しています。詳細は、決まり次第、広報「こなん」や市ホームページ等でお知らせいたします。皆さまのご参加をお待ちしています。

（講座は事前申込制です。広報等をご確認ください。8/23 現在での予定です）

「出会い・気づき・発見講座」

タイトル：人権をわかりやすく！身近な人権

	日時（予定）	タイトル（仮）	講師（予定）	会場（予定）
第1回 【無意識の偏見】	10月13日（木） 19時～20時30分	無意識の偏見に 気づこう	北川 知子 さん (大阪教育大学 非常勤講師)	みくも地域人権福祉市民交流センター（機能回復訓練室）
第2回 【子どもの人権】	10月27日（木） 19時～20時30分	子どもの人権	幸重 忠孝 さん (特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター 理事長)	共同福祉施設（サンライフ甲西）大ホール
第3回 【身近な人権】	11月17日（木） 19時～20時30分	身近な人権	妻木 進吾 さん (龍谷大学 経営学部 准教授)	共同福祉施設（サンライフ甲西）大ホール

「豊かなつながり創造講座」

タイトル：お互いを認めあう人権尊重のまちづくり

	日時（予定）	タイトル（仮）	講師（予定）	会場（予定）
第1回 【部落差別】	9月29日（木） 19時～20時30分	現代の部落差別	内田 龍史 さん (関西大学 教授)	共同福祉施設（サンライフ甲西）大ホール
第2回 【女性】	11月9日（水） 19時～20時30分	ジェンダーを考える	松波 めぐみ さん (龍谷大学 非常勤講師)	いしべ交流センター（集会室）
第3回 【高齢者・障がいのある人】	11月29日（火） 19時～20時30分	高齢者・障がいのある人の視点から	桐高 とよみ さん (甲賀市湖南市成年後見支援センターぱんじー所長・社会福祉士)	みくも地域人権福祉市民交流センター（機能回復訓練室）
第4回 【外国人】	12月頃	地域で共に暮らす	阿部 一郎 さん (一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー)	未定
第5回 【障がいのある人】	12月16日（金） 19時～20時30分	大人の発達障害について	宇野 正信 さん (滋賀県発達障害者支援センターアドバイザー)	湖南市共同福祉施設（サンライフ甲西）大ホール

